

## 公立大学法人大分県立看護科学大学職員再雇用規程

平成24年4月1日  
規程第99号

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条の規定に基づき、定年により退職した職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 再雇用の対象となる職員は、再雇用する年度の前年度に就業規則第19条第1項第2号に基づき、定年退職した事務職員とする。

### (再雇用の方法)

第3条 再雇用は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項の規定に基づく労使協定により定められた基準を満たした者に対して行う。

### (任期)

第4条 再雇用の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内において定める。

### (試用期間)

第5条 再雇用された職員(以下「再雇用職員」という。)には、試用期間を設けないものとする。

### (再雇用の更新)

第6条 第4条の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 第3条の規定は、前項の更新の場合に準用する。

3 再雇用の更新は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日を超えてすることはできない。

### (休職)

第7条 再雇用職員には、就業規則第13条第1項第1号の規定は適用しない。

### (休暇)

第8条 定年退職に引続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

2 第6条第1項により再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の

前日における未使用の日数及び時間とする。

(その他の勤務時間、休暇等)

第9条 再雇用職員の勤務時間・休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、公立大学法人大分県立看護科学大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程を準用する。

(給与)

第10条 再雇用職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）を準用する。

2 再雇用職員の給料月額並びに給与規程を準用する場合の給料表及び職務の級の適用については、別途定めるものとする。

3 再雇用職員には、給与規程第2条第3項に定める手当中、第1号の通勤手当、第2号の時間外勤務手当及び第3号の期末手当、勤勉手当以外の手当は支給しない。

(退職手当)

第11条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第12条 再雇用職員について、定年退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、就業規則第42条の懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第13条 この規程に定めのない再雇用職員の就業に関する事項については、就業規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。